

環 技 審 第 1 5 号
令和4年12月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 平 野 勝 也



新産業廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書について（答申）

令和4年10月25日付け環対第333号で諮問のありましたこのことについては、別紙
のとおりです。



新産業廃棄物最終処分場整備事業 環境影響評価方法書に係る答申

1 全般的事項

(1)

本事業は、既に開発済みの土地（採砂場）を利用する事業であることから、一般的な開発事業と比較して、造成に伴う大気環境（粉じん、騒音、振動等）を含めた自然環境への影響が小さいことが想定される。一方、「都市の無秩序な拡大を防止し、市街地外周部の緑地を保全するために必要な樹林地、池沼、丘陵等良好な自然環境を形成している区域」として指定されている番ヶ森山周辺地域緑地環境保全地域が対象事業実施区域（以下、「事業区域」という。）に隣接しており、当該地域の保全に留意する必要がある。

このことから、後述する個別的事項を踏まえ、事業実施による周辺の自然環境や生活環境への影響を適切に調査、予測及び評価した上で、本事業の実施による影響を回避又は十分に低減するよう検討すること。

(2)

施設稼働後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等に基づき施設の管理がなされるが、予測の不確実性が高い項目については、必要に応じて環境影響評価として工事の着手後の調査を実施すること。

(3)

本事業は、令和4年10月1日より一部を改正し、施行された環境影響評価条例の手続の対象外であるが、公共関与事業であることを踏まえ、他の模範となるよう改正条例で新たに追加された事業計画概要書を公表することが望ましい。

(4)

環境影響を調査するに当たっては、必要に応じて、選定した項目及び手法を見直すなど適切に対応するとともに、環境影響の予測については、可能な限り定量的な手法を用いること。

(5)

事業区域周辺の住民、関係自治体である大和町及び大郷町並びに関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら、事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 大気質

本施設において、特別管理産業廃棄物として廃石綿等も埋め立て予定であり、特定有害物質の飛散が懸念されることから、廃石綿等の管理方法について準備書に明示すること。

(2) 騒音

イ 建設機械の稼働，廃棄物の埋め立てに係る騒音の予測において，等価騒音レベル (L_{Aeq}) も調査，予測及び評価すること。

ロ 現在，事業区域は採砂場として利用されているため，本施設稼働により現況よりも騒音レベルの改善が見込まれる。このことから，現況の騒音レベルを測定の上，現況と施設稼働後の騒音レベルを比較し，評価すること。また，その結果について，周辺住民に対して可能な限り説明すること。

(3) 悪臭

本施設稼働後，気象観測から得られた風況のデータを基に，季節毎に風況に合わせた測定地点でサンプリングを行い，悪臭の現況把握に努めること。

(4) 水質

環境影響評価項目に，「水質」の「有害物質」及び「地下水の水質」の「有害物質」を含めて調査，予測及び評価を実施すること。

なお，環境影響評価項目として選定しない場合にあつては，その理由を準備書に明確に示すこと。

(5) 動物

イ 事業区域の周囲は森林やため池等に囲まれており，夜間の照明に小鳥やタガメが誘引され，管理棟の窓ガラスに衝突死する可能性が高いため，夜間の利用を避けること。窓ガラスについては，生息する鳥や昆虫に応じた対策を講じること。また，夜間の照射を低減する等の対策を検討すること。

ロ カエル類について，夜間の鳴き声調査を実施し，適切に予測及び評価すること。

ハ 搬入路が位置する事業区域外の水田地帯での動物調査も実施すること。

ニ 事業の実施により，調整池への雨水の流入量の変化が予想されるので，水中・水辺の生態系への影響についても調査の対象とすること。